

令和元年度 第2回 高知支部評議会

資料2

議題2 保険者機能強化予算の検討について

令和元年年7月11日

目次

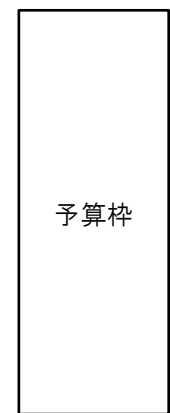
1. 保険者機能強化予算の概要 P. 1
2. 令和元年度の保険者機能強化予算 P. 4
3. インセンティブ制度について P. 5

1. 支部保険者機能予算の概要

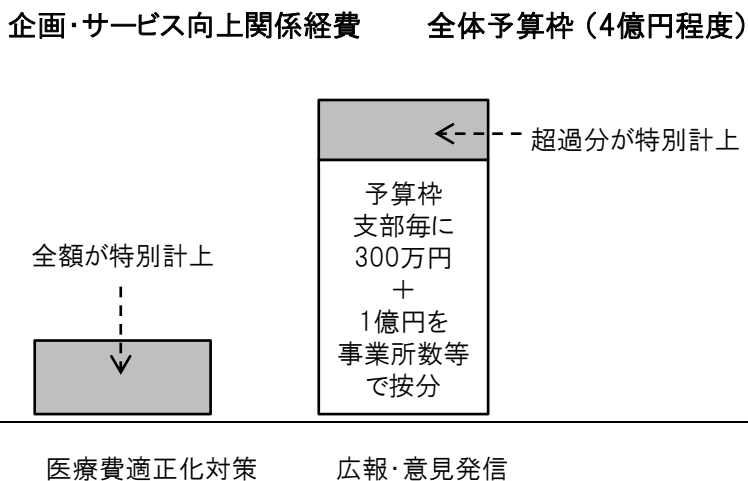
《見直しのイメージ》

●平成30年度までの予算体系

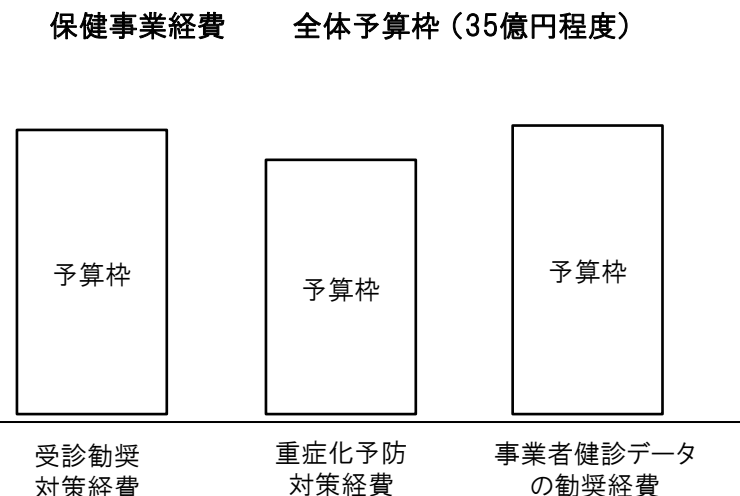
①基礎的業務関係予算



②特別計上関係予算



③保健事業予算

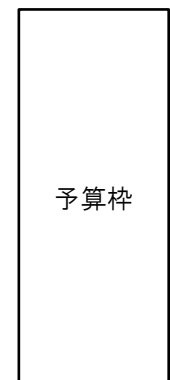


※ 上記予算分野は一例であり、実際はこれ以外の分野もあります。

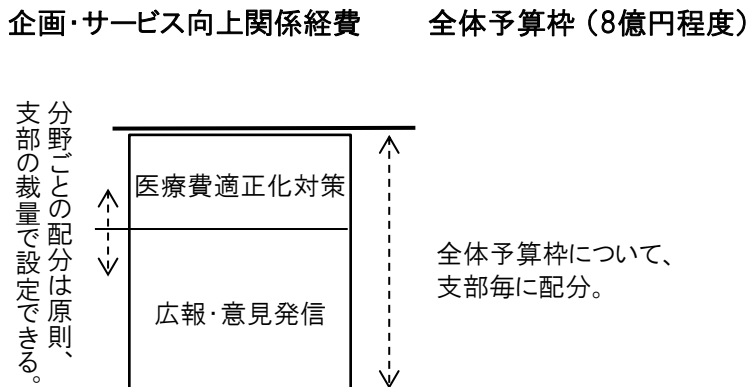
●令和元年度の予算体系

支部保険者機能強化予算

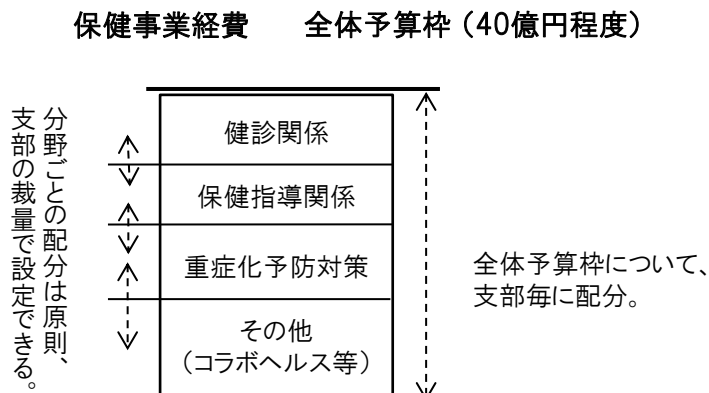
①基礎的業務関係予算



②支部医療費適正化等予算



③支部保健事業予算



■支部で扱う予算(平成30年度まで)

①基礎的業務関係予算

審査医師への謝金や支部事務室賃料など、支部の基本的な業務運営に必要な予算

②特別計上関係予算

医療費適正化対策や広報・意見発信など、地域の実情を踏まえた取組を推進するために必要な予算

③保健事業予算

受診勧奨対策や重症化予防対策など、保健事業における重点的な取組を推進するために必要な予算

※このうち、②の特別計上関係予算については、支部の裁量により予算を増額することもできたが、予算枠を超えた分については支部保険料率に直接的に反映させる仕組みとしていた。

■これまでの問題点

- ②の特別計上関係予算については、協会けんぽ発足時に策定された仕組みであるが、現在の協会けんぽの基本方針である医療費適正化等の保険者機能の推進に積極的な支部ほど支部の保険料率が上昇するリスクがあり、各種取組に消極的にならざるを得ない部分があった。
- ③の保健事業予算については、個別の事業ごとに予算措置を行う対象事業が年々追加され、本部支部ともに事務処理が煩雑化していた。

■ 令和元年度からの支部の予算体系

医療費適正化等の保険者機能を発揮するべきとの支部評議会でのご意見も踏まえ、今年度から支部の予算について新たな予算体系へと変更する。

- 平成31年度からは、特別計上関係予算については廃止し、①基礎的業務関係予算、②支部医療費適正化等予算、③支部保健事業予算の予算体系へと変更する。
- このうち、②及び③の予算については、「支部保険者機能強化予算」として、予算の枠組みとしては一本化するなど支部が扱いやすいものとしたうえで、協会けんぽの将来的な医療費の節減につなげていくことを目的に、支部の予算額についても拡充する。

事業主や加入者の行動変容をどのように促していけるかが重要であることから、支部職員だけで事業計画を検討するのではなく、令和2年度の事業からは事業主や加入者の意見を反映させた計画とするためにも、評議員の皆様にご意見やアイデアを伺うなど、これまで以上に活発な議論をさせていただきたい。

- 令和2年度の事業計画に関連する予算等については、今年10月頃に本部から示される予定。

2.令和元年度 高知支部 保険者機能強化予算

②支部医療費適正化等予算

医療費適正化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック使用状況の毎月分析と可視化ツールの作成 ・レセプトデータを活用した多剤重複服薬者への案内通知 ・保険証適正使用推進にかかる医療機関等掲示用ポスターの作成
広報・意見発信	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営セミナーの開催 ・新聞等を活用したインセンティブ制度の周知広報 ・医療機関配布用各種申請書セットの作成 ・メルマガ、ホームページ掲載記事原稿料 ・職場の健康づくり応援研修会を通じた意見発信

約 940万円

③支部保健事業予算

健診関連	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診HbA1c追加検査費
保健指導委託	<ul style="list-style-type: none"> ・中間評価時の血液検査費
健診及び保健指導に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・医師謝金 ・指導用パンフレット作成 ・指導用事務用品費 ・指導用図書等購入費 ・公民館等における保健指導 ・集団健診の実施 ・がん検診との同時実施 ・事業者健診データ取得の外注 ・健診推進経費 ・健診受診勧奨等経費 ・保健指導利用勧奨経費
その他の保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画アドバイザー経費 ・高血圧対策事業経費

約 2,400万円

3.インセンティブ制度について

制度趣旨

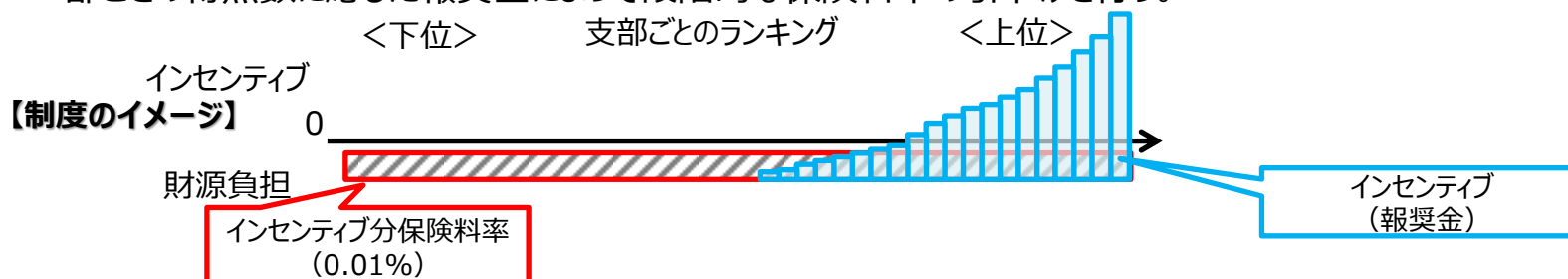
医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率（平成29年度は全支部一律で2.10%）の中に、0.01%（※）を盛り込む。
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。
平成30年度（平成32年度保険料率）：0.004% ⇒ 平成31年度（平成33年度保険料率）：0.007% ⇒ 平成32年度（平成34年度保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。



【具体的な評価方法】

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

$$\frac{\text{対前年度伸び幅（率）}}{100\% - \text{当該支部の実績}}$$

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の受診率（使用データ：4月～3月の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数} + \text{自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数} + \text{自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数}}{\text{自支部被保険者数} + \text{自支部被扶養者数}} \quad (\%)$$

① 特定健診等の受診率【60%】

② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}} \quad (\%)$$

① 特定保健指導の実施率【60%】

② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A) \text{のうち、(前年度積極的支援} \rightarrow \text{動機付け支援又は特保非該当者となった者の数)} + (\text{前年度動機付け支援} \rightarrow \text{特保非該当者となった者の数})}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)}} (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A) \text{のうち医療機関受診者数}}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)}} (\%)$$

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】

② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}} (\%)$$

① 後発医薬品の使用割合【50%】

② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

平成30年度（4月～9月）のデータを用いた実績

支部名	①特定健診等受診率		②特定保健指導実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品使用割合		総得点		支部名
	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	
北海道	36	45	48	28	48	31	46	33	51	19	230	38	北海道
青森	54	14	60	4	58	9	59	3	48	30	280	3	青森
岩手	59	7	49	26	27	46	48	23	70	2	254	23	岩手
宮城	64	3	52	21	55	14	44	39	61	5	277	4	宮城
秋田	53	15	60	5	47	32	50	18	59	8	269	11	秋田
山形	69	1	57	8	40	42	49	22	60	6	274	6	山形
福島	51	17	54	15	54	16	52	14	54	12	265	14	福島
茨城	42	41	44	37	37	43	47	27	44	35	214	43	茨城
栃木	34	46	53	20	43	38	47	30	53	15	229	40	栃木
群馬	47	31	46	33	49	30	57	4	53	14	251	25	群馬
埼玉	30	47	41	42	32	45	49	19	47	31	199	46	埼玉
千葉	42	40	51	24	52	24	42	43	51	24	238	33	千葉
東京	44	35	31	47	51	27	55	8	40	41	221	42	東京
神奈川	37	44	38	44	45	36	50	17	41	39	212	44	神奈川
新潟	67	2	45	36	59	6	46	35	57	9	273	7	新潟
富山	64	4	55	12	44	37	47	29	54	13	264	17	富山
石川	63	5	52	22	51	28	51	16	50	25	266	13	石川
福井	58	9	45	34	52	25	79	2	51	20	285	2	福井
山梨	48	30	45	35	34	44	42	45	38	43	208	45	山梨
長野	43	39	64	2	49	29	49	20	55	11	259	22	長野
岐阜	51	20	41	41	55	15	52	13	43	36	243	30	岐阜
静岡	46	34	43	39	63	4	47	31	51	21	250	26	静岡
愛知	46	32	37	45	52	22	47	28	50	26	232	37	愛知
三重	40	43	54	16	55	12	42	44	51	23	242	31	三重
滋賀	44	36	49	27	65	2	56	7	47	32	260	20	滋賀
京都	53	16	42	40	59	7	49	21	36	45	239	32	京都
大阪	43	38	32	46	52	23	56	6	40	42	223	41	大阪
兵庫	49	27	44	38	52	21	43	42	45	34	234	35	兵庫
奈良	46	33	55	13	72	1	48	24	42	37	263	18	奈良
和歌山	51	21	47	30	58	8	48	26	42	38	246	28	和歌山
鳥取	49	26	61	3	53	18	56	5	52	16	272	10	鳥取
島根	61	6	47	31	53	19	53	11	55	10	269	12	島根
岡山	55	13	59	6	45	35	44	41	49	28	253	24	岡山
広島	50	24	56	10	43	40	44	40	40	40	233	36	広島
山口	49	29	56	11	43	39	46	32	52	17	246	27	山口
徳島	55	12	48	29	57	10	45	36	32	46	238	34	徳島
香川	51	19	72	1	54	17	51	15	37	44	264	16	香川
愛媛	50	25	53	17	42	41	39	46	46	33	230	39	愛媛
高知	57	10	41	43	17	47	38	47	30	47	183	47	高知
福岡	51	18	47	32	51	26	44	38	50	27	243	29	福岡
佐賀	50	23	53	19	53	20	94	1	62	4	312	1	佐賀
長崎	55	11	57	7	55	13	53	12	52	18	273	9	長崎
熊本	51	22	56	9	46	33	55	9	51	22	259	21	熊本
大分	59	8	54	14	64	3	48	25	49	29	274	5	大分
宮崎	49	28	51	23	56	11	46	34	60	7	262	19	宮崎
鹿児島	41	42	53	18	61	5	44	37	66	3	265	15	鹿児島
沖縄	43	37	50	25	46	34	54	10	79	1	273	8	沖縄

全支部一律加算、上位支部のみ得点比例減算

